

## 航空法に関わる場合について

煙火の打揚げの号数により、航空法第 99 条の 2 項 1 項に基づく「飛行に影響を及ぼす恐れのある行為」に該当するものがあり、下記の手続きが必要となります。

◎ 7 号玉以上（最高到達高度 250m 以上） を打揚げの場合は、東京航空局への通報が必要です。

申請をする際、東京航空局へ送付した通報書の写しを添付願います。

郵送先：〒144-0041 東京都大田区羽田空港 3-3-1

東京航空局 東京航空事務所 管制保安部 航空管制 運航情報官

Tel 050-3198-2865

なお、雨天等で日程を変更する場合、上記へのご連絡をお願いいたします。

①花火の打揚げ通報書（様式第 7 号）②消費計画書（様式第 1 号※申請時の提出書類）③打揚げ位置図 ④消費場所（任意様式）を郵送する。

なお、通報になりますので、郵送したとしても許可証の発行等はありません。

①～③様式については、ホームページよりダウンロード可能です。

- ・最大到達高度欄には最大号数の高度と「開花半径を含む」の説明文も記入する。
- ・各号数の最大到達高度度・星の最大到達高度は下記を参考に記載する。
- ・落下予定場所は基本的には打揚げ場所と同じになります。
- ・打揚げ位置図には、赤円内に打揚げ場所の印を付けること。

号 数	最高到達高度 (m)	号 数	星の最高到達高度 (m)
2 号	60	2 号	50
3 号	130	3 号	70
4 号	170	4 号	120
5 号	200	5 号	160
6 号	220	6 号	200
7 号	250	7 号	220
8 号	280	8 号	260
10 号	330	10 号	300
15 号	400	15 号	450
20 号	490	20 号	520
30 号	650	30 号	650
40 号	750	40 号	750

※航空自衛隊浜松基地の飛行場から半径9km以内（飛行交通管制圏）の場所で4号玉以上（最高到達高度150m以上）を打揚げる場合には、許可が必要となります。

磐田市管内であれば、基本的に当てはまる箇所はないと思われませんが、心配な場合には上記、東京航空局にご連絡ください。緯度、経度をお伝えすることで許可の可否を教えてください。

◎許可が必要だった場合、下記の要領にて手続きを行います。

①別紙、「花火の打揚げ許可申請書」、「打揚げ位置図」を2部、「消費場所」を1部作成する。

②「花火の打揚げ許可申請書」、「打揚げ位置図」、「消費場所」を1部用意し下記に連絡後、郵送する。

連絡先：第1航空団防衛部運用班 Tel 053-472-1111 内線 3232

郵送先：〒432-8001 浜松市中央区西山町（無番地）

航空自衛隊 第一航空団防衛部運用班

③数日後、上記に連絡し、承諾を受けた確認番号を聞く。

④もう一部作成した「花火の打揚げ許可申請書」その他欄に「航空自衛隊浜松基地に連絡調整済（確認番号・確認日）」と記入し、「打揚げ位置図」と返信用封筒、切手を同封し、東京航空局に郵送する。

⑤許可証が送付された後、消防本部に提示する。